

## 境界確認に関する注意事項

境界確認が速やかに実施できるように次の事項に注意してください。

なお、不備な場合には確認が遅延する場合があります。

### 申請書について

- 1 「公共用地名」は該当項目に を付けて、市道路線名または河川名を記入してください。
- 2 「申請場所」は、境界確認をしようとする土地全ての地番を記入してください。
- 3 「境界延長」は、道路・水路別におおまかな延長を記入してください。
- 4 「申請目的」は、公共用地払い下げ、建築確認申請、相続登記、売買など何の目的で立会をするのか記入してください。（境界確定後どうするのか）
- 5 「立会日時」は後日調整しますので、未記入のままをお願いします。多治見土木事務所同時立会の場合には、多治見土木事務所から後日連絡します。
- 6 「同時立会」は、国道、県道、法定外道路管理者等の同時立会が必要な場合記入してください。同時立会の官公庁を記入してください。

### 添付書類について（公図のコピー、土地所有者等は法務局にて確認してください）

- 1 位置図 住宅地図のコピーに位置を記入してください。
- 2 公図 法務局原本のコピーに位置を朱線で明示してください。また公図の赤線、水路が分かるようにしてください。申請地が字境の公有地にかかる場合、接合する公図も必要です。（対面の所有者をわかるようにするため）
- 3 登記簿謄本 申請地分をコピーしてください。
- 4 測量図 申請地、隣接地、申請地と公有地を挟んだ対面の土地等その他立会時に参考となる測量図を添付してください。（法務局にて申請）
- 5 土地調書 申請地に接する土地、公有地を挟んでの対面の土地、その他必要な土地について法務局で閲覧してください。
- 6 委任状 代理人による申請の場合には、委任状を必ず添付してください。
- 7 その他 現況測量図等境界確認の資料となるものがありましたら添付してください。

### 官民境界立会後の提出書類について

- 1 測量をされた場合には測量図を提出してください。
- 2 委任状での立会の場合には、必ず立会の承諾書を提出してください。